

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第40号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（令和 7 年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「方法と」の次に「し、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に行った当該各号の運送について、当該各号の規定により算定した額の合計額を転居費の額とする方法と」を加え、同項ただし書中「額」の次に「を転居費の額とする方法」を加え、同項第 3 号ただし書中「第 1 号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の次に「（この項本文の規定により、第 1 号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

別表 8 級の項第 2 号及び第 3 号中「45号給」を「33号給」に改め、同項第 5 号中「33号給」を「17号給」に、「32号給」を「16号給」に改め、同表 7 級の項第 2 号中「44号給」を「32号給」に改め、同項第 3 号中「29号給」を「17号給」に改め、同項第 4 号中「44号給」を「32号給」に改め、同項第 6 号中「33

号給」を「17号給」に、「32号給」を「16号給」に、「16号給」を「4号給」に、「17号給」を「5号給」に改め、同表6級及び5級の項第3号中「28号給」を「16号給」に改め、同項第6号中「16号給」を「4号給」に改め、同表4級及び3級の項第7号中「45号給」を「37号給」に改め、同表2級の項第6号中「44号給」を「36号給」に改め、同表備考第5項中「33号給」を「17号給」に、「32号給」を「16号給」に、「44号給までに」を「32号給までに」に、「29号給」を「17号給」に、「16号給」を「4号給」に、「17号給」を「5号給」に、「28号給」を「16号給」に、「45号給」を「37号給」に、「44号給までの」を「36号給までの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。